

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第433会計隊長 中田 道夫

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
6PA41MM01680		6Q101A50063 0001				32		
品名 または 件名								
産業廃棄物収集運搬処分役務								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST				A			
納地または工事場所				引 渡 場 所				
滝ヶ原駐業				業務隊管理科営繕班				
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
小澤技官（352）				令和8年8月25日（火）～令和8年10月30日（金）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年8月25日（火）9時20分 第433会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：グループ別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) グループ内訳

AGP：産業廃棄物収集運搬処分役務	納期：8.8.25～8.10.30	納地：滝ヶ原駐屯地
BGP：産業廃棄物（廃乾電池）処理役務	納期：8.8.25～8.12.24	納地：滝ヶ原駐屯地
CGP：廃乾電池収集運搬処理役務	納期：8.8.25～9.3.29	納地：駒門駐屯地
DGP：産業廃棄物処理役務（業務用冷蔵庫）	納期：8.8.25～8.12.18	納地：駒門駐屯地
EGP：産業廃棄物（混合産廃）収集運搬処理役務	納期：8.8.25～8.11.30	納地：板妻駐屯地

(2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。尚、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 令和07・08・09年度の全省庁統一資格「役務の提供等」「D等級以上」に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

または、令和07・08・09年度の全省庁統一資格の申請の手続きを実施していることが分かる書類を提出することができる者。その際、当該入札の落札者は令和07・08・09年度の資格審査結果通知書が発行されたならば、写しを速やかに官側に提出すること。

- エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- カ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- キ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- ク 参加者は、環境配慮への取組状況、優良基準への適合条件（裾切基準50%以上）を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得たものであること。

(3) 入札の方法

- ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象品目については100分の8）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 予定価格の制限の範囲内で最低の入札金額の入札者を落札者とする。また、入札金額が同価の場合は直ちにくじ引きにより落札者を決定する。この時、郵便入札等により入札者がくじを引けない場合、入札に関係ない職員が代行しくじを引き、落札者を決定する。

(4) 入札の無効

- ア 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者が入札した場合
- イ 入札者が「暴力団排除に関する誓約事項」若しくは「暴力団排除に関する誓約書」の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反することとなった場合
- ウ 入札に関する条件に違反して入札した場合
- エ 入札金額が明瞭でない場合又は入札者の氏名が判別し難い場合
- オ 押印を省略する場合による責任者及び担当者、氏名及び連絡先の記載の無いもの
- カ 電報、電話による入札の場合
- キ 郵便による入札の場合、官側の示した期日までに到着しなかった入札

(5) 契約書の作成の成否

- ア 作成する。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。
- イ 適用する条項
 - (7) 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 - (4) 「暴力団排除に関する特約条項」

(6) 入札に参加する者は、当該産業廃棄物に関連する収集運搬及び処分の許可証を提出すること。

(7) 違約金に関する事項

- ア 落札者が契約締結に応じない場合は、見積金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額の100分の5に相当する金額、契約者が契約を履行しない場合は契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- イ 遅延賠償金：遅延部分1日につき、契約金額の1000分の1以上を違約金として徴収する。

(8) その他

- ア 入札開始前に、「資格審査結果通知書」の写を提出するものとする。すでに提出している場合は、提出は要しない。
- イ 代表者等の代理人が入札する場合は、入札開始前に「委任状」を提出するものとする。
- ウ 郵便による入札は、会社名、入札日時、件名を明記し、「入札書在中」と朱書した上で、8月24日（月）16時00分必着で下記の宛先へ郵送するものとする。なお、事前に郵送により入札する旨の連絡をするものとする。
- エ 入札に参加する場合は8月19日（水）14時00分までに市場価格調査書をメール、FAX等で提出するものとする。
- オ 入札参加者は「駐屯地用標準契約書」及び「入札及び契約心得」（東部方面会計隊ウェブサイト（<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikai/eafin/index.html>）又は滝ヶ原駐屯地会計隊事務所で公開）を承諾の上、参加すること。
- カ 入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」のとおり誓約したものとする。承諾している旨として下記の一文を入札書に記載するものとする。
『当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合）は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。』
なお、前記の「暴力団排除に関する誓約事項」による誓約書の提出を拒否する場合については、入札は参加出来ない。
- キ 初度入札で郵便による入札参加があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
 - (7) 日 時：令和8年8月27日（木）09時20分
 - (4) 場 所：第433会計隊入札室

(9) 入札に関する問い合わせ先

〒412-8550 静岡県御殿場市中畑2092-2
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊 契約班（担当：加藤）
連絡先：0550-89-0711（内線：343- FAX：487）
メール：433fin-ea@inet.gsdf.mod.go.jp

(10) 仕様書に関する問い合わせ先

A G P 担当：小澤 連絡先：0550-89-0711 内線：352

B G P 担当：太田 連絡先：0550-89-0711 内線：323

C・D G P 担当：山田 連絡先：0550-87-1212 内線：386

E G P 担当：菊池 連絡先：0550-89-1310 内線：374

仕 様 書

件 名	調達要求番号	6 Q 1 0 1 A 5 0 0 6 3
産業廃棄物収集運搬処分役務	仕 様 書 番 号	3 2
	作 成 年 月 日	令和 8 年 7 月 2 9 日
	作 成 部 隊	滝ヶ原駐屯地業務隊総務科

1 場 所

静岡県御殿場市中畑 2 0 9 2 - 2 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地

2 役務概要

産業廃棄物処理法に基づく産業廃棄物（アスファルトがら、コンクリートがら）の収集運搬処分

3 期 間

契約日から令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）までとし、契約締結後速やかに収集・運搬・処分をするものとする。（令和 8 年 9 月 1 7 日（木）までに駐屯地より搬出するものとする。）

4 一般事項

- （1）本仕様書に明記のない場合、又は疑義を生じた場合は、監督職員と協議して内容を確認するものとする。
- （2）本役務の実施にあたり、産業廃棄物に関する十分な知識、経験、資格及び技術を有し、かつ役務を完全に遂行できるものとする。
- （3）契約後、監督職員に提出を求められた書類については、官側の示す規格及び様式で提出するものとする。

5 特記事項

- （1）収集場所
滝ヶ原駐屯地（廠舎地区）
- （2）収集・運搬・処分する産業廃棄物については、下表のとおりとする。

品 目	数 量	単位	備 考
アスファルトがら	4 5 . 0	m ³	アスファルト・コンクリートがら （積込み含む） ※ 搬出前に事前に現地確認すること

- （3）請負業者はマニフェスト E 票又は準ずる書類（電子マニフェスト）を契約期間までに官側へ提出し、本役務の完了とする。

仕様書番号	37
作成年月日	8. 7. 28
作成部隊名	業務隊補給科

仕 様 書

1 総則

1. 1 適用の範囲

本仕様書は、産業廃棄物（廃乾電池）処理に関し必要な事項について適用する。

1. 2 作業の種類

廃乾電池処理における運搬及び処分（リサイクル処分）

2 役務に関する要求

2. 1 作業の条件

作業に必要な器材・用具及び消耗品等は、請負者が準備するものを使用する。

2. 2 作業の内容

2. 2. 1 廃乾電池（別紙）の収集、運搬及び処分（リサイクル処分）

ア 運搬

（ア）運搬容器への収集

（イ）運搬容器に収集された廃乾電池の積載

（ウ）廃乾電池の搬出

イ 搬出期日

令和8年9月30日まで

ウ マニフェスト（E票）提出期限

令和8年12月24日

エ 処分

処分業者による処分（リサイクル処分）

2. 2. 2 その他

作業に関する事項は、官側の指示による。

3 その他

3. 1 積載完了後の検査は、検査官と請負者双方立会の上実施する。

3. 2 請負者は、マニフェストシステムにより合法的に処理するものとする。

3. 3 運搬用の容器については請負者が準備すること。

3. 4 請負者は、処理完了後速やかにマニフェストを提出すること。

3. 5 本仕様書に明記されていない事項については、官側と協議するものとし、また技術上当然処置すべき事項については、請負者の責において実施すること。

廃電池処分費用見積（仕様書）

処分依頼内訳

滝ヶ原駐屯地業務隊

連番	区 分	品 名	1個当たり 重量 (k g)	個 数	総重量(kg)
1	アルカリ	L R 2 0 単 1	0.15	32	4.80
2		L R 1 4 単 2	0.10	62	6.20
3		L R 6 単 3	0.02	185	3.70
4		L R 0 3 単 4	0.01	420	4.20
5		B A 5 0 0 3	0.57	308	175.56
6		B A 5 0 0 4	0.57	480	273.60
7	リチウム	B A 7 0 0 1	0.50	112	56.00
8		B A 7 0 0 5	0.50	168	84.00
9		B A 7 0 0 6	0.10	40	4.00
10		B B 7 0 0 5	0.52	86	44.72
11		B B 7 0 0 8	1.00	15	15.00
12		B B 7 0 0 9	0.18	18	3.24
13		B B 6 0 2 0	0.47	12	5.64
14		その他（各種）		12	2.80
15	ニッケル水素	その他（各種）		11	8.00
16	ニカド	その他（各種）		7	4.00
17	鉛蓄電池	REW45-12FR 12V	2.65	6	15.90
	各合計	アルカリ			468.06
		リチウム			215.40
		ニッケル水素			8.00
		ニカド			4.00
		鉛蓄電池			15.90

総計 711.36 k g

調達要求書番号：6PYS1AR0045

陸上自衛隊仕様書			
廃乾電池収集運搬処理役務		仕様書番号	
		16	
		作成日	8.7.16
		作成部隊	陸上自衛隊駒門駐屯地業務隊

1 総 則

(1) 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊駒門駐屯地の廃乾電池収集運搬処理役務について適用する。

(2) 作業の種類

廃乾電池収集運搬処理役務及びこれに付随する作業

2 役務に関する要求

(1) 作業の条件

ア 廃乾電池収集運搬処理役務に必要な資器材は、契約業者所有の資器材を使用する。

イ 契約業者は、「廃乾電池処理及び清掃に関する法律」に基づき、処分するものとする。

ウ それぞれの処理終了後の廃棄物管理票（マニフェスト）・最終処分証明書（E票）を遅滞なく返送するものとする。

(2) 作業の内容

ア 廃乾電池収集運搬処理役務及びこれに付随する作業

(ア) 産業廃棄物内訳

番 号	品 名	数 量
1	アルカリ電池	157kg
2	リチウム電池	28kg
3	マンガン電池	6kg

(イ) 作業終了後は、廃乾電池集積場を整理・整頓及び清掃をする。

イ その他

(ア) 作業に関する事項は、官側の指示を受ける。

(イ) 作業中、新たに廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が必要となった場合、速やかに官側に申し出て協議するものとする。

(3) 役務の完了

最終処分証明書（E票）の返送をもって役務の完了とする。

3 検 査

(1) 検査作業の実施にあたり、官側の指示に従うものとする。

(2) 検査は、契約業者及び官側の検査官・監督官立会のもと実施する。

(3) 官側は、廃棄物管理票（マニフェスト）・最終処分証明書（E票）の返送を受けて役務の完了を確認する。

4 その他の指示

(1) 特別な事情等で廃電池処理役務が不可能となった場合、直ちに相互調整するものとする。

(2) 本仕様書に定めない事項については、官側と契約業者が協議をして定める。

(3) 契約業者の駐屯地への入門は、面会手続きによる。

(4) 本仕様書に疑義が生じた場合は、契約業者と契約担当者が協議をして定める。

陸上自衛隊仕様書		
産業廃棄物処理役務 (業務用冷蔵庫)	仕様書番号	
	駒業補-17	
	作成日	8. 7. 22
	作成部隊	陸上自衛隊駒門駐屯地業務隊

1 総 則

(1) 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊駒門駐屯地の産業廃棄物処理役務について適用する。

(2) 作業の種類

冷蔵庫引揚げ及び収集運搬処分

2 役務に関する要求

(1) 作業の条件

ア 撤去に必要な資材及び器材は、契約業者所有の資材及び器材を使用する。

イ 作業終了後は、作業場所の整理整頓、清掃をする。

ウ その他作業に関する事項は、官側の指示を受ける。

(2) 作業の内容

ア 冷蔵庫の運搬、フロンガス抜き、冷蔵庫の処分

種 類	型 名
FUKUSHIMA	PXD-40RM7
TOSHIBA	SF-G241GD

イ その他

(7) 作業に関する事項は、官側の指示を受ける。

(i) 入札後、速やかに官側と調整し、役務実施時期の指示を受ける。

(3) 役務の完了

最終処分証明書（E票）の返送をもって役務の完了とする。

3 検 査

(1) 検査作業の実施にあたり、官側の指示に従うものとする。

(2) 検査は、契約業者及び官側の検査官・監督官立会のもと実施する。

4 その他の指示

(1) 特別な事情等で産業廃棄物処理役務が不可能となった場合、直ちに相互調整するものとする。

(2) 本仕様書に定めない事項については、官側と契約業者が協議をして定める。

(3) 契約業者の駐屯地への入門は、面会手続きによる。

(4) 本仕様書に疑義が生じた場合は、契約業者と契約担当者が協議をして定める。

調達要求番号 : 6 P Z 9 1 A G 0 0 4 4

仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
産業廃棄物（混合産廃）収集運搬処理役務	2 6 G 0 1 9	
	作 成	8 . 7 . 2 4
	作成部隊名	板妻駐屯地業務隊

1 総 則

(1) 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊板妻駐屯地の産業廃棄物（混合産廃）収集運搬処理役務について適用する。

(2) 作業の種類

産業廃棄物（混合産廃）収集運搬処理役務及びこれに付随する作業

2 役務に関する要求

(1) 契約の内容

ア 4 t コンテナ（8 m³）の設置・回収を実施

イ コンテナ設置時期は、契約終了後から官側から連絡する。

(2) 作業の条件

ア 本役務に必要な資材及び機材は、契約業者所有の資材及び機材を使用する。

イ 設置・回収について

(ア) 官側が示す場所に設置、官側からの連絡により交換・回収を実施

(イ) コンテナへの積載は官側で行う。

(ウ) 細部については、官側と契約業者との相互調整により定める。

ウ 契約業者は「産業廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、処分するものとする。

エ それぞれの処理終了後の産業廃棄物管理票（マニフェスト）・最終処分証明書（E票）を遅延なく返送するものとする。（令和8年11月30日までに必着）

(3) 作業の内容

ア 産業廃棄物処理役務及びこれに付随する作業

(ア) 産業廃棄物（繊維くず（布団含む）・革くず・幌くず・プラくず・ガラスくず・木くず・ゴムくず・リサイクル家電対象外の家電製品等）の処理

(イ) 作業終了後は、産業廃棄物集積場所を整理整頓・清掃する。

イ その他

(ア) 作業に関する事項は、官側の指示を受ける。

(イ) 作業中、新たに産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が必要となった場合、速やかに官側に申出て協議するものとする。

(4) 役務の完了

最終処分証明書（E票）の返送をもって役務の完了とする。

3 検 査

(1) 検査作業の実施にあたり、官側の指示に従うものとする。

(2) 検査は、契約業者及び官側の検査官・監督官立会のもと実施する。

(3) 官側は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）・最終処分証明書（E票）の返納を受けて役務の完了を確認する。

4 その他の指示

- (1) 特別な事情等で本役務が不可能となった場合、直ちに相互調整するものとする。
- (2) 本仕様書に定めない事項については、官側と契約業者が協議をして定める。
- (3) 本仕様書に疑義が生じた場合、契約業者と契約担当官が協議して定める。

5 保 全

契約の相手方は、この契約の履行に当たり直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは、官側の承認なく行ってはならない。また、この契約終了後も、同様とする。

6 情報セキュリティの確保

契約の相手方は、この契約の履行にあたり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について」に定める装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準に基づき、適切に管理する。ただし、保護すべき情報は官側が指定する。